

納税が困難な方に対する 県税における猶予制度

申請による換価の猶予

- 県税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、管轄の県税事務所にご相談ください。（申請による換価の猶予：地方税法第15条の6、県税条例第11条）

○ 要件

- ① 県税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 原則として、換価の猶予を受けようとする県税以外の県税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき県税の納期限から6か月以内に申請書が提出されていること。
- ⑤ 原則として、担保の提供があること。

県税事務所において所定の審査を早期に行います。

○ 猶予の効果

- 1年以内の期間に限り、納税の猶予が認められます。ただし、猶予期間内に分割して納税する必要があります。
 - ※ 状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。
- 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。
- 猶予期間中の延滞金の一部が免除されます。

徴収の猶予

- 県税を一時に納付することができないと認められるときは、徴収を猶予する制度がありますので、管轄の県税事務所にご相談ください。(徴収の猶予: 地方税法第 15 条、県税条例第8条)。

○ 要件

- ① 次のAからEのいずれかに該当する事実があること。
 - A 財産について災害を受け、又は盗難に遭ったこと。
 - B 納税者又は生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。
 - C 事業を廃止し、又は休止したこと。
 - D 事業につき著しい損失を受けたこと。
 - E 本来の期限から1年以上経過した後に、納付すべき税額が確定したこと。
- ② 納付すべき県税を一時に納付することができないと認められること。
- ③ 申請書が提出されていること。
- ④ 原則として、担保の提供があること。

県税事務所において所定の審査を早期に行います。

○ 猶予の効果

- 原則、納期限から1年間、徴収の猶予が認められます。
※ 状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。
- 猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。
- 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

○ 猶予の取消

次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- 分割して納付することを認めた県税を、その分割納付期限までに納付しない場合
- 猶予を受けている県税以外に、新たに納付すべきこととなった県税が滞納となった場合 など

県税事務所の所在地及び連絡先

名称	所在地	電話番号 (徴収担当)	管轄区域等
名古屋東部県税事務所	〒460-8483 名古屋市中区新栄町2-9 (スカイオアシス栄内)	052-953-7803	名古屋市千種区・東区・中区・名東区
名古屋北部県税事務所	〒451-8555 名古屋市西区城西1-9-2	052-531-6303	名古屋市北区・西区・守山区、清須市、北名古屋市、西春日井郡
名古屋西部県税事務所	〒454-8503 名古屋市中川区中郷1-3	052-362-3213	名古屋市中村区・中川区・港区
名古屋南部県税事務所	〒456-8558 名古屋市熱田区森後町8-22	052-682-8922	名古屋市昭和区・瑞穂区・熱田区・南区・緑区・天白区、豊明市、日進市、長久手市、愛知県
東尾張県税事務所	〒486-8515 春日井市鳥居松町3-65	0568-81-3192	瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、尾張旭市、岩倉市、丹羽郡
西尾張県税事務所	〒491-8506 一宮市新生2-21-12	0586-45-3168	一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡
海部徴収課	〒496-0047 津島市西柳原町1-14 (海部総合庁舎内)	0567-24-2174	津島市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡の徴収事務
知多県税事務所	〒475-8505 半田市出口町1-36 (知多総合庁舎内)	0569-89-8173	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡
西三河県税事務所	〒444-8503 岡崎市明大寺本町1-4 (西三河総合庁舎内)	0564-27-2710 0564-27-2711	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、額田郡
安城徴収課	〒446-8508 安城市横山町下毛賀知 93 (安城県税センター)	0566-76-2101	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市の徴収事務
豊田加茂県税事務所	〒471-8537 豊田市元城町4-45 (豊田加茂総合庁舎内)	0565-32-7481	豊田市、みよし市
東三河県税事務所	〒440-8528 豊橋市八町通5-4 (東三河県庁(東三河総合庁舎))	0532-35-6122 0532-35-6123 0532-35-6124 0532-35-6125	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、北設楽郡
新城駐在室	〒441-1365 新城市字石名号 20-1 (新城設楽総合庁舎内)	0536-23-2393	新城市、北設楽郡の徴収事務